平成２１年（フ）第４８１号
京都市山科区西野大鳥井町100番地225、申立時の住所大津市黒津１丁目２番34号
債務者　門田　勇作
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８２号
京都市山科区西野大鳥井町100番地225、申立時の住所大津市黒津１丁目２番34号
債務者　門田　淳子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４７号
京都市山科区大宅甲ノ辻町93番地ユース32―４－F、前住所大津市木の岡町41番37号、前々住所京都府向日市寺戸町西田中瀬10番地の１
債務者　木村　恵子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５９７号
大津市滋賀里１丁目３番15号
債務者　八田　和江
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０６号
大津市坂本６丁目16番38―207号
債務者　山本　吉興
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０８号
滋賀県甲賀市水口町新城785番地72、前住所滋賀県甲賀市水口町松尾1003番地41
債務者　関田はつへ
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６１４号
大津市湖城が丘15番27―106号　ウエストヴィレッジ弐番館、前住所大津市秋葉台20番18号
債務者　小西かよ子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６１８号
滋賀県野洲市久野部199番地１　ハースイン久野部401号室
債務者　武藤さえ子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６１９号
滋賀県野洲市久野部199番地１　ハースイン久野部401号室
債務者　武藤　花子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３５号
滋賀県栗東市小野1012番地、前住所大津市大江５丁目16番４号
債務者　永見　幸代
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６４３号
滋賀県守山市立入町256番地１　エスパシオ21―Ａ―102号、前住所滋賀県草津市上笠４丁目32番12号
債務者　竹林こと　平岡　達史
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１００９号
京都市右京区花園一条田町６番地12　双美園７号室
債務者　西山　伸也
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５３号
京都市南区吉祥院石原京道町24番地
債務者　肉の松坂屋こと　井上　勇造
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７８０号
京都府向日市森本町下森本47番地の159
債務者　山橋　秀子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８１２号
京都市山科区音羽前出町６番地１　山科音羽ハイツ205
債務者　立石　篤敬
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８３１号
京都市右京区太秦中筋町７番地19
債務者　川上　　藍
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８４９号
京都市山科区音羽稲芝６番地18
債務者　中根　直樹
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで京都地方裁判所第５民事部破産係